

令和元年(ネ)第4562号

当事者双方に準備していただきたい事項

**【被控訴人に対し】**

- 1 (届出1, 届出3~7は取下げ済み, 届出2及び届出8は取り下げられていないが) 被控訴人は, 本件各届出のうち, 取下未了の分の手続は, 現在いずれの段階にあるという見解か。  
(①不受理にしたとの見解(乙19の決裁文書), ②届出書は到達しているが受付はしないとの行政庁の判断を通知したという見解, ③本件各届出につき, 行政庁は何の判断もしていない不作為の状態にあるという見解, ④そもそも届出書は到達していないという見解などが考えられる。)
- 2 住宅宿泊事業法で住宅宿泊事業を開始しようとする者につき届出制が導入された立法趣旨, 立法経過を明らかにしてください。
- 3 住宅宿泊事業法2条において, いわゆる3号家屋が対象とされた立法趣旨, 立法経過を明らかにしてください。
- 4 本件各居室のうち, 101号室及び201号室を対象とする平成31年2月15日の届出(再届出)に対しては, 被控訴人による受付及び届出番号の通知がされているが, 再届出に係る届出書及び添付資料の内容を明らかにするとともに, 本件各届出と被控訴人の判断を異にした理由を明らかにしてください。

**【控訴人に対し】**

- 1(1) 本件各届出について, 届出2と届出8を除いて取下げをした理由, 各取下げの時期が異なる理由について明らかにしてください。  
(2) 被控訴人らによる取下げの強要等による行為と控訴人の取下げとは, どのような関係にあるかを明らかにしてください。
- 2 控訴人は, 「法施行日である平成30年6月15日から少なくとも3か月間, 届出居室において住宅宿泊事業を行うことができなかったことを損害として主張しているが, 仮に, 標準的な処理期間内に被控訴人による受付及び届出番号の通知がされていれば, 控訴人が届出居室において住宅宿泊事業を行い, 利益を得る蓋然性があったことについて明らかにしてください。

以上